

○岩沢座長 それでは、「第三国定住に関する有識者会議」の第12回の会議を始めます。

まず、本日の議題について事務局から説明をお願いします。

○中村参事官 議事次第としては、(1)で定住地域の選定と(2)の定住支援機関における定住支援等につかましての御議論をよろしくお願ひいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

当初お配りしたスケジュールでは、コミュニティー、NGOなどとの連携のあり方も予定していたのですが、定住支援のあり方に関連して御議論いただきたいと思いますので、本日の議題はこの2つにさせていただきたいと思います。

そこで、まず、議題の(1)定住地域の選定について協議をさせていただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

○中村参事官 本有識者会議におきましては、第3回で鈴鹿市から、第5回では三郷市からヒアリングを実施いたしまして、第三国定住難民を受け入れていただいた地域の関係者の皆様から御意見を伺いました。

また、第10回、この4月の新しい体制になってからも各委員の皆様方から、現在受け入れていただいている第三国定住難民の状況などについて御発言をいただいたところでございます。

長野県松本市における国際貢献の会まつもとに関しましては、従前から、私どもとしてもぜひこういう機会に御発言をお願いしたいと考えておりまして、今日、その機会を設けることができたところでございます。

○岩沢座長 それでは、議論の進め方としましては、来ていただいている国際貢献の会まつもとと、池上委員からも御報告いただけると伺っておりますので、その御報告をまず伺って、それから質疑応答、協議を行う流れにさせていただきたいと思います。

それでは、初めに、国際貢献の会まつもとの平林様と中村様、御発表をお願いいたします。

○国際貢献の会まつもと(平林) 御紹介にあずかりました国際貢献の会まつもとの平林と中村と申します。座っての発表とさせていただきます。失礼いたします。

私たちのような若輩者にこのような発表の機会をいただき、まことにありがたく思っております。

まず、会に関して簡単に説明させていただきますと、地域での国際貢献をすることを目的としています。前身の難民に関する啓発活動を3年余り行っていた団体がありましたが、その団体からの有志と新しいメンバーで2012年に立ち上げた市民団体です。

今回の発表に関しましては、「地域の難民受入体制の構築に向けた基礎調査」ということで、笹川平和財団さんからの委託事業として行いました。

調査の出発点といたしましては、第三国定住にかかわらず、難民の定住ということを考えたときに、やはり地域のなす役割は大きいのではないのでしょうかと思います。しかし、

松本市の例を言わせていただきますと、市民の中から難民に関して興味があるという声が上がりましたが、では、一体受け入れはできるのか、どこから手をつければいいのかということが分からない状況でした。

そこで、定住支援に必要なことを把握していくことで、さまざまな地域での受け入れ基盤を整えていくことにお役に立てるのではないかと思います、始めさせていただきます。

調査のコンポーネントに関しましては、こちらに書かれていることをごらんください。

参加者に関しては、こちらに書かれている地域にある多文化共生、もしくは支援にかかわっている民間団体や、市民の有志です。

そして、難民受け入れをした地域の自治体の方からの聞き取りもいたしました。

松本に関して言わせていただくと、こちらは、市民団体として独自に行った調査ですので、今回発表させていただくことは、松本市の意見ではないことを御了承ください。

それでは、本発表の構成になりますが、まず第1に、地域社会における難民受け入れの意義。第2に、難民受け入れに必要な地域の社会資源。第3に、難民受け入れを進めるための地域の課題となっております。

地域における難民受け入れの意義ですが、議論の結果、こちらに書かれているような3点が挙がりました。

「地域社会の担い手としての期待」が難民にはあるのではないのでしょうか。確かに人道支援プログラムで支援の対象ではありますが、地域では難民を人材として考えることができると思います。特に、第2世代の活躍を考えていくことで、社会へ貢献する地域のメンバーになりうると思います。

それでは、「しなやかな地域社会づくり」と書かれているスライドをごらんください。

多様な背景を持つ人々を受け入れられる地域社会、そして、地域の子供たちの育成によい影響があるのではないのでしょうか。受け入れるプロセスを通して、地域も育っていくと思います。

例えば、難民支援を通して資金的援助やテクニカルサポートが、現在、地域にある多文化共生や日本語支援の団体にいくのであれば、地域の中で外国人に対する支援の車輪の輪が回っていくきっかけになるかと思います。

それと同時に、難民というとても困難な状況を切り抜け、それでも生きようとする人々の力を身近に感じるということは、子供にとっても大人にとってもとてもよい学びの機会になるのではないのでしょうか。

そして、「地域の付加価値の向上へ」とありますが、人道支援プログラムとして、自分たちの地域が国際的な貢献の担い手になれることこそが一番大切なのではないかと思います。地域社会で育っていく子供たちにとって、よい教育になるのではないのでしょうか。もちろん地域みんなが賛成してくれることではないでしょうし、ハードルがとても高いと思います。だからこそ、これから地域がどのようにかわって、どのようなサポートが必要かを考えていくことが必要なのではないかと思います。

それでは、2点目の「難民受入に必要な地域の社会資源」と書かれてあるスライドをご覧ください。

今回の研究では、地域の社会資源に視点を置きました。従来の考え方では、難民が定住支援プログラムを得て、地域社会に溶け込んでいくと受け取れますが、今回の研究のもとになる考え方としましては、エコロジカル・パースペクティブといいまして、人とその人の置かれた環境、両方に視点を置きます。よって、難民も難民支援プログラムを得て、地域のほうに近づいていきます。そして、日本の地域社会も受け入れ体制の構築を得て、難民のほうに近寄っていきます。このように双方が歩み寄ることにより、難民の自立を促すことができるのではないかと思います。

今回は、受け入れ体制の構築に向けてということで、まず、CBRというツールを使って社会資源のマッピングを行いました。こちらに関しては中村から説明があります。

○国際貢献の会まつもと（中村） 国際貢献の会まつもと、事務局の中村美幸です。

「CBRマトリックス」と書かれたスライドをご覧ください。CBRとは、Community Based Rehabilitationの略語です。WHOが1970年代に開発・採用した、あらゆる年代の障害者がサービス、機会に積極的にアクセスし、地域社会に参加し、そして貢献できるようになるための地域開発ツールです。多様性を持った難民の方々を地域に統合できる一つのガイドラインにもなり得るのではないかとということで、松本大学、尻無浜教授の御提案により、今回のマッピングに活用させていただきました。

CBRの構成といたしましては、保険、教育、生計、社会、そしてエンパワーメントの分野に分かれており、各分野がさらに5つの項目に分かれて、それぞれの達成すべき目標があります。

まず、調査の第1段階といたしまして、オーストラリアの定住支援にはどんなプログラム、制度があるかというのを当てはめる作業をいたしました。

その過程で見えてまいりましたことは、生活のあらゆる側面に関するプログラムがつけられていること。そして、それを各団体が連携し合い、そして、地域からプログラムを作り、そして、地域の人々がそれを実行しているということです。そういうことがわかりました。

そして、第2段階の作業といたしましては、既に難民の方々が定住している地域で実際に起こった問題、課題、そしてそれらの解決策を聞き取り調査し、こちらCBRマトリックスに当てはめてみました。

その当てはめた実際の例が、CBRに、実際にマッピングしたというのはそれぞれ比較してごらんいただくと幸いです。

そうしまして、地域の社会資源としての鈴鹿の場合ですが、1つ例を挙げさせていただきますと、鈴鹿のよい点といたしましては、日本語教育支援システムがある。ただし、地域で受け入れる問題としましては、最初の受け入れのときに、時間や情報が不足していた。そして、東京での定住支援のプログラムと、実際に地域で起こった生活のギャップがある

ということがわかりました。

それから、三郷の場合でございますが、三郷の場合のいい点といたしましては、多文化共生の既存のコミュニティーがある。それから、ノウハウがある。ただし、受け入れの不安といたしましては、やはりどこまで市の自治体側がどのようにかかわっているのか、その役割分担が不明であったということでした。

そして、マッピングの第3段階の作業といたしましては、調査を担当したメンバーの居住地やかかわりのある地域の社会資源を見てみました。

まず、函館の例ですが、函館の特色は、多文化共生を推進する機関・団体がある。大学がある。就労支援の団体とのつながりがある。ただし、問題といたしましては、難民コミュニティーがない。完全雇用にはハードルが高いなどが挙げられます。

松本の場合を申し上げますと、多文化共生を進める機関・団体がある。大学がある。Ｉターン制度があるなど、潜在的な雇用のための産業は存在するのではありますが、実際に就労して家族が生計をなしていけるかはハードルが高い。また、やはり難民のコミュニティーがないなどが挙げられます。

広島県神石高原町の場合ですが、神石高原町の場合を見てみますと、多文化共生を含めたまちづくりを進めようとするNPOがある。人材を確保するのに積極的で、町全体が足並みをそろえやすい環境にある。しかし、受け入れの体制の整備が不安という材料があります。

そして、マッピングの第3段階で、国・自治体の公共サービスというのは多岐にわたって、生活に関するあらゆる面で存在するということがわかりました。しかしながら、そのマッピング、赤字で記入してありますように、それらの既存の社会資源を難民定住のために活用するには、それを動かす現場の地域の人々や、難民の言葉や心情を理解できる先輩難民の方々、また、資金が必要な要素ではないかということが見えてまいりました。

○国際貢献の会まつもと（平林） それでは、引き続き、社会資源に関して、あと数点だけ申させていただきますと、賃金雇用に関しては、例えば松本の事例を言いますと、以前、難民の雇用に興味を持っていた企業もあります。しかし、やはり生活面でのサポート等は大変心配なさっていました。そして、一般的に言って、この御時世、どこの地域でも雇用は大変かと思われます。よって、柔軟な雇用形態が必要ではないでしょうか。そして、市営住宅や県営住宅などに入れるような特別措置、必要な人には日本語が1年、2年にわたって勉強しながら働けるような収入の補助が現実的ではないでしょうか。

では、ページをめくっていただきまして、教育と書かれているところをもう一点だけ申させていただきます。

経験や情報の共有、こういったことが重要かと思われます。今回、地域の中でもいろいろな課題が出てきましたが、地域での解決策ということがたくさん挙がってまいりました。こういった経験から出てくる重要な知識は、積極的にシェアしていくべきかと思われます。

それでは、3点の難民受け入れを進めるための課題となりますが、社会資源のマッピングから見えてきたことといたしまして、基礎になる社会資源は十分に地域にあると思われ

ます。しかし、オーストラリアなどの例と比べるとわかるように、日本には外国人や難民に特化した社会資源というものはあまりありません。よって、必ずしも難民や外国人が地域の社会資源を最大限に使うことができていないのではないのでしょうか。

それでは、こういった資源を生かすためにはどうしたらいいのかと考えたときに、まず第1に役割分担を明確にすること。そして、資源をコーディネートすることが必要になってくると思われます。

それでは、「国と地方の役割分担」と書かれているスライドをごらんください。

課題の中には、地方自治体や地域の人々が支援にどこまでかかわっていいのか分からないという声が上がりました。役割分担を明確にすることで、よりスムーズな連携がとれるのではないのでしょうか。国、政府の役割といたしましては、こちらに書かれているようなことが挙げられます。

2番目の「地方自治体への積極的提案」ということに関して述べさせていただきますと、国から難民の受け入れに関する予算やサポート体制を提示していただければ、地方としては受け入れができるのかどうかということを考える判断がしやすいのではないのでしょうか。

地方・地方自治体の役割といたしましては、難民の自立支援、地域の社会資源を活用するための措置といたしまして、市民への働きかけ、コーディネート機関の設置、先輩難民との協働、そして3番目に、中長期にわたる定住支援プログラムの提供ということがございます。こういったことは、地域の人々や資源とつながりがあるからこそできる地域の役割ではないのでしょうか。

それでは、「地域の社会資源の的確なコーディネート」というスライドをごらんください。

こちらは、先ほど申しましたコーディネート機関の役割になります。

プレゼンテーションの初めのほうにエコロジカル・パースペクティブということで難民支援プログラムと地域の受け入れ体制の2つの矢印がございました。この2つの矢印をコーディネートしていくのがコーディネート機関です。

具体的にコーディネート機関が行うべき活動といたしましては、ここに書かれているようなことが挙げられます。この中で難民に対する直接支援というものはほんの一部で、地域住民や関係機関の理解を得、連携体制の構築など、地域の基盤を作っていくという活動のほうが多いのかもしれない。

そして、コーディネート機関が機能するためには、まず第1に的確な情報が必要です。特に難民個人のニーズに対する情報が必要かと思われます。学歴、職歴、病歴など、こういった詳しい情報があれば、的確な準備がしやすいかと思います。

例えば、アメリカの例を言わせていただきますと、こういった情報というのは、地域で受け入れをする団体に事前に提供されております。そして2番目に、もちろん情報に基づいたケースプランを立てる準備時間が必要となってきます。そして3番目に予算の措置があります。生活費の補助、支援にかかわる費用がどうしても必要です。日本語教育に関し

でも年単位で勉強することになります。そして、もちろん先輩難民にもかかわっていただかなくてはなりません。そういった費用が提供されることにより、より効果的にコーディネート機関が機能できるのではないのでしょうか。

それでは、いろいろと申させていただきましたが、これをきっかけに、国と地方の対話、連携や情報共有が一層深まることを願ひまして、私どもからの発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、池上委員から御報告を頂戴したいと思います。

○池上委員 池上です。

私は、静岡県浜松市に住んでいるということで、いわゆる日系人集住地区の自治体などで難民受け入れの可能性があるや否やということについて、ヒアリング等を実施すべしというミッションを承りました。今日ここで具体的にどの自治体に聞いたということは明言しないという約束でお話を伺いましたので、それに従って、具体的な名前等は伏せさせていただきますと思います。

複数の自治体にお話を伺いました。いずれも、私がこれまで何らかのかかわりを持った所で、忌憚ない意見を伺うことができました。

まず、いずれも共通する認識は、難しい事業ですねということです。それは何を意味するかというと、南米系の日系人の方々の受け入れの歴史がもう20年近くある自治体であっても、難民の方の受け入れというのは別のもの。別次元とまで言うと言い過ぎかもしれませんが、別のものだという認識を少なくとも自治体の担当者レベルではする傾向が強いということです。

そして、その別のものというのは具体的にどんなことを指して言うのか。1つは、行政機関の中でも、担当部局が複数にまたがる。つまり、自分の部署だけでは済まない課題だという認識があるからです。仕事の面では、商工部門。当然子供たちの教育。保健衛生、あるいは地域の自治会との関係といったようなことなど、1つの市役所、あるいは役場の中でも複数の部局にまたがる協力体制がないと、なかなか受け入れは難しいですねというのが、まず共通して出てきたことであります。

まず、庁内、役所の中という意味ですけれども、庁内の体制を作っていくにしても、それから、地域の皆さんに働きかけていくにしても、難民の受け入れについて、その必要性を熱く語れる職員がいないとなかなか難しいというのが出てきた意見です。逆に言うと、熱く語れる職員が役所の中で働きかけて連携体制を作り、地域の皆さん、あるいは、受け入れの企業の方々などに熱く語って、理解・了解を作っていけば、可能性は開けるのだらうなと思っています。

けれども、もう一方でキーワードとなったのは「ギャップが大きい」という言葉です。つまり、外国人住民が多くいる自治体であっても、これまで入ってきている方々のイメージ、つまり、日系人なりフィリピンの方、中国の研修生などなどと比べたときに、難民と

という言葉のイメージするものの間に大きなギャップがある。そのギャップというのは、少なからずイメージであって、実態について理解すれば、かなりそのギャップは埋まるのだろうと私は思いますけれども、今、国が第三国定住の仕組みを試験的に導入していますということから、行政の担当者、この担当者というのは、当然多文化共生の担当者ですから、一般の部局とは違うわけですが、それでもやはり「ギャップがある」という言葉が出てきています。そのことの意味を私たちは重く受けとめる必要があると思います。

これは最後になりますけれども、自治体の側から出たある種の声は、これはちょっと言いにくいことではあるのですが、やはり国と自治体の役割分担がどういうふうになされるべきか、それを明記してほしいと。先ほどの御発表にもありましたけれども、国のプログラムとして受けるのである以上、国は一体どこまで、何の責任を持つのか。そして、受け入れ側の自治体としては何を求められているのか。その役割分担、連携関係をきちんと明記してくれないと、受け入れた後、自治体でお願いしますねという様に丸投げになってしまうような印象を少なからず自治体では持ってしまうようです。

繰り返しになりますけれども、かなりのところ、イメージで語っているところがあるので、正確な情報を持っていただいて、難民受け入れの必要性、それは、地域にとっての必要性ということも強く認識し、熱く語れる職員が、市役所の中、そして地域の方々との働きかけでうまく歯車がかみ合っていけば、私は可能性としてはあるのだろうと思いますけれども、まだそこに至るには道は遠く、外国人の多い、これまで南米系の方々が多々いるような自治体であっても、にわかに受け入れましょうという状況ではなかなかないという、いささか厳しい状況を報告させていただきます。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

それでは、協議をさせていただくわけですが、まず、国際貢献の会まつもと及び池上委員の御報告についての御質問がありましたら、そちらから承りたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○池上委員 今回の調査で、函館、松本等、ヒアリングをされているわけですが、そういった所はインドシナ難民の方々の受け入れの経験というのはある所なのでしょうか。

○国際貢献の会まつもと（平林） 私の知っている限りではありませんが、もしかしたら移っていった方々はあるのかもしれませんが。

○大森委員 暖かい地域のほうが多かったものですから、北海道に行ったというケースはあまり記憶にないですし、松本はあったのかどうか、ただ、東北はなかったような気がします。やはりほとんどが神奈川とか東京で、あとは阪神地方というのが圧倒的に多かったもので。

○国際貢献の会まつもと（中村） 資料もなく、記憶もあいまいなのですが、インドシナ難民の方がその後全国にどこに定住されたかというような資料を見かけたことがあって、自分が長野県でするので、長野県で何人いたかというので、1名という資料を見かけた記憶があるのですが、それは定かではありませんが、とにかく少ないということです。

○大森委員 静岡県は多いですね。

○池上委員 では、ちょっとその延長で発言をしますが、私が今回お話を伺った自治体の中には、やはりインドシナ難民、具体的に言うとベトナムの難民がある程度まとまって住んでいるというようなエリアもあるのですね。当然、その子弟がもう既に、場合によっては大学を卒業して働いているというような経験もあるわけですが、それでも今回話を聞いてみたところ、インドシナ難民受け入れの経験のもとに、第三国定住の問題を考えてみようというのではなくて、全く別のもの、第三国定住で、今の場合だとミャンマー難民が来るというのが、これまでの20年くらいの取り組みと比べたときに大きくギャップがあるなというような捉えられ方をしている、そんな印象を持ちました。

もう少し別の言い方をすると、今日の御報告の中で、二世の活躍ということが強調されていますよね。二世の期待ということがあるわけで、私たちの大学でも、県内の出身のベトナムの二世の学生たちが卒業して、地域で活躍しているわけです。けれども、そういうインドシナ難民の受け入れのことと、今回のミャンマーの第三国定住は別のものだというような認識がどうもあるようで、ちょっとそこは残念だなという気が私はしています。

○国際貢献の会まつもと（平林） 今おっしゃっていたように、第三国定住の受け入れの意義というのは、やはり、二世であるとか、子供たちが育って行って、そういったチャンスがあることだと思うのです。なので、たとえ今、初めに来た方々がとても辛い思いをなされるかもしれないですが、子供たちが日本で育っていくということに意義があるのかなと思います。

○RHQ（神山） インドシナ難民の定住状況として、2012年の3月31日現在として調べた数字があります。以前、神奈川県の大和市に定住促進センターがあり、西のほうでは兵庫県姫路市に定住促進センターがあり、このセンターを出た後の定住状況です。北海道は、居住数という単位なのですが、3人、長野県も3人、三重県は19人、広島県は66人という数字です。神奈川県は3,571人で、兵庫県は1,574人と桁が大分違ってきます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○石井委員 主に池上先生への質問で、もし関連であれば、平林さん、中村さんにもお願いしたいのですが、今回の質問の前提として、どのあたりからのこと、多分説明を逆に求められてからの質問だったのではないかと推察するのですが、つまり、6か月間のどこかでの集合研修の後に受け入れるという前提での聞き取りになっているのか、あるいは、それらを入国直後からそのまま面倒を見るという、その辺のレベルまでイメージをされての違いということなのかということですね。

○池上委員 事務局からいただいた資料をお送りして、既存の枠組みで、例えばその自治体が受け入れをすれば、どうでしょうかという問い合わせの仕方をしました。ですから、入国直後からいきなりということではなくて、現状の枠組みをもとに、RHQさんの協力体制等々あって、東京で定住支援プログラムをやった上で、行き先としてどうですかという話をしたわけです。今回、ちょっと対面して話ができなかったのですが、資料

を送って見てもらった上で、日をおいて電話で話をして聞き取りました。

○大森委員 今、難民事業本部のほうからの発表があったように、やはり定住促進センターの近くに住む人が圧倒的に多い。それは当時からそうだったのですね。それは、困ったときにすぐ相談に行くことができるというよりどこにセンターがしっかりなっていたということだと思うので。ですから、トレーニングを受けた所と受け入れる所というのが今後離れている場合、どういうふうな連携を持ってやるのか。その辺のところは重要じゃないかなと思うのですけれども、圧倒的にセンターの近くだったと思います。

○国際貢献の会まつもと（平林） 全くおっしゃるとおりだと思うのですけれども、やはり連携といったことが地方でも強化・向上され、中央との連携というのが重要になってくるのではないかと思います。

○大森委員 もう一つは、インドシナ難民が来た場合は、本当に現実に本人たちが来てしまったという現実があって、本国を見れば、まだ既にいろいろ問題があるという状況で来たということもあって、結構マスコミもそうなのですから、インドシナ難民の存在というのは非常にオープンに取り上げられていました。当時、私の記憶では、こういう人がいますよ、インドシナ難民というのがいるのですよというのが、非常にオープンに取り上げられて、一般に周知できるようなプログラムを、RHQさん、あるいはアジア福祉教育財団さんが取り組まれていたと思うのです。ですから、地域もそれをもとに、自分たちに何ができるかということで対応しやすかったと思います。さらに、政府広報でも発表されていたので、非常に動きやすかったという環境はあったと思うのです。第三国定住の場合、ほとんどの人が知らない。現時点ではまだ知られていないということがあるかと思っています。

○IOM（橋本） 平林さんに質問があるのですが、私の勉強不足だったら本当に申し訳ないのですけれども、あと、お答えられる範囲で結構なのですが、今回、函館が入ったのは、函館からも受け入れに御関心のあるところがあったのでしょうか。

○国際貢献の会まつもと（平林） 自治体がというわけではないのですが、関心がある地方の団体があるということで。やはり多文化共生に興味を持っていच्छる団体で、難民も多文化共生の一環としてということ。

○大森委員 関連して、3カ所選ばれたというのは、ほかはなかったという理解でよろしいですか。

○国際貢献の会まつもと（平林） 知っている限りでは、興味がありますよという方々がいらしたので、もしかしたらほかの自治体でもあるのかもしれないのですけれども、ただ、そういったネットワークがまだなかった。

○大森委員 全国にこういう広報を流されて、手を挙げられた所の調査ということではないのですか。

○国際貢献の会まつもと（平林） そうではないです。

○大森委員 そちらのほうでこの3カ所を選ばれたということなのですね。

○国際貢献の会まつもと（平林） はい。

○岩沢座長 それでは、このテーマ、定住地域の選定について、委員の皆様の御意見を伺いたいのですが、これは、次のテーマ、定住支援プログラム・定住地域における支援ということとも関連しておりますし、次の議題の議論も踏まえて、6月にもう一度、定住地域の選定についても議論をする機会を持ちたいと思いますので、今日、一定の結論を出すということではなく、いろいろ御意見を頂戴したいということでお願いしたいと思います。定住地域の選定について、どのようにして受け入れ先を選定すべきか、どのような受け入れ先が望ましいか、望ましい受け入れ定住地域という場合に、どういう条件が必要なのか、受け入れ地域を確保するためにはどういう取り組みが必要なのか。そういった観点で、御意見があれば、ぜひ頂戴して、改めて6月にもう一度有識者会議としての一定の意見をまとめていくという形にしていきたいと思います。

これに関連して、前に、入国直後の定住支援プログラムを定住地域で行うことも視野に入れながらこの問題は議論するということになりましたので、その論点も含めて御意見をいただければと思います。

受け入れに望ましい条件という場合に、今は、鈴鹿と三郷ですけれども、マレーシアももし視野に入れるとするならば、地方がいいのか、都市がいいのかとか、あるいは、定住地域の人口とか、あるいは都市の規模としてどの程度がうまくいくのかとか、そういったあたりももし御意見がありましたら、頂戴できればと思います。

○池上委員 論点を出すという観点でいろいろ話してみたいと思います。

私も受け入れしている自治体を見せていただいて感じたことなのですが、ある程度の匿名性が確保できる程度の住環境というのが必要なかなという気がしています。住んでいる人みんな、顔も名前も知っていてというのがサポートのネットワークとして機能するのだろうと思う一方で、一挙手一投足すべてがいつも見られているというのは辛いかなという気もしています。大都会の中で紛れ込むのがいいとも思いませんけれども、ある程度の規模の地方都市で、居住する場所が、その地方都市の中でも、今申し上げたように、ある程度の匿名性がその気になれば確保できるぐらいの場所。ちょっと動けば、大きめのショッピングセンター等もある程度の所が、過ごす上ではストレスなく過ごせる一つ重要なポイントなのかなと思っています。

それから、先週お休みさせていただいたので、マレーシアの話をこの場で私は聞いていないのですが、事務局からいただいた情報などによると、片言ながらマレー語ができるような方々もいらっしやると聞きました。今、日本の中ではインドネシアからの研修生・技能実習生の方も多々いらして、そういった方々が地域の国際交流協会などの日本語教室で学んでいるという場面も多く見られます。インドネシア語とマレーシア語の根っこはマレー語で非常に近い言葉なものですから、ある程度インドネシアの研修生なんかが日本語教室で学んでいるような街であれば、そこで日本人と難民という1対1関係ではなくて、そこにマレー語、インドネシア語を介して、そこにいるほかの外国人との接点を持て

る、いろいろな情報が交換できるということも、ネットワークを広げていく上ではいいのかなということも感じています。

幾つかあるのですけれども、まずこの2つをキックオフとして論点提起として挙げます。

○大森委員 私自身も、やはりある程度の人数のいる地域でないと、要するに、人数が多ければ、人口が多ければ、支援者が多いであろうという予測もつくし、大学の数が多ければ、それだけ関心を持ってくれる若者たちもいるだろうし、いろいろな外国人がもう既に住んでいる地域に入っていけば、特別視されることもない、やはり特別視されるというのは非常に辛いことだと思うのです。いつも自分の行動をちゃんとしていかなければいけないとか。ですから、ある程度の規模が必要なのではないかという気が私もいたしております。

○太田委員 今まで池上先生、大森先生のお話を伺っていて、確かにそのとおりだなと思うところでは、今まで、例えば千葉のほうへ行った難民の人たちが都内へ戻ってきている。それも子供の教育環境の関係で、学校までが遠いという話があった。一つの要因ではあると思います。やはり難民の方たちが家族で来られた場合、子供さんの教育環境ですとか、保育の環境、そういったものがある程度ある地域、それから、鈴鹿の例で言うと、自分たちが自動車を運転できないという事情がありますので、どこへ移動するにしても遠いというところがあったので、ある程度公共交通機関がある所、それから、当然日本語を支援するような環境が整っている地域ということで考えれば、外国人がある程度は既に先輩として存在するというような地域が可能性として挙げられます。

それから、雇用の関係、就労の関係ですけれども、一次産業に限ってお話をしていくと、これはまた職業選択の自由というのがありますので。ただ、都会に来られますと、コミュニケーションがとれないという中での就労はなかなか難しいという部分がありますので、就労先としてどのようなところがふさわしいかというのも一つの議論の対象ではないかなと思います。

○石井委員 ある程度のインフラという部分、外国人受入れに関するインフラというところは、あるほうがいいに決まっているというのは、いろいろなところでお聞きしているところで、もう一点は、もちろん、先ほど岩沢座長のほうからも、最初に定住地に行くことがどうかというお話もありました。そちらのほうがいいというふうに思っている立場として申し上げますと、早くからその地域になじむことができ、地域側としても、第三国定住難民をここに受け入れるという認識を持って接することになります。他方、今の新宿区さんのように、定住支援プログラム後、どこかに行ってしまうケースでは、責任をとらなくてもいい方々という接し方になってしまう。その意味では、先ほど池上先生がおっしゃったような、最終的に受け入れるというのは重いというのはあるだろうと思いますが、一方で、受入れ当初から責任を持っていただければ、すべて、ある意味では自分たちの責任ということに、鈴鹿市の取組方を見ても然りです。三郷市においては、非常にインフラ的にはいい団地と、すぐ近くに保育園と小学校があるというすばらしい環境だと思ったのですけれ

ども、最初に住んだ所との差、違いをついついイメージしてしまうというところと言うと、何も最初を劣悪にしておけばいいという話ではないのですが、そういう部分というのは大きいのかなと、最初いいところから下りてきてしまうように見えてしまう環境というのはやはりよろしくないのではないかなというのはどうしても思いますね。

やはりおっしゃっていただいたとおり、私たちが難民と接していて思ったのは、子供の教育をちゃんとしていただけるのだろうかというところです。その辺になると、最初の国の政策の中に入っている部分は今少ないですね。どちらかというところ、日本語の部分で学校に行かせるところまでがプログラムで、その後は就労のほうのプログラムしかなくて、そこから先のものが、日本語に関して、大人に関してもないですし、子供に関して地域任せというところでは、完全に地域持ち出しでやらなければいけないところだと思います。ここが少しでもインセンティブというような形で、地方が丸抱えしなくてもいいような、先ほど国との役割分担というお話の一部だとは思いますが、やはり一定程度、各国そうであるように、国が責任を持ってここはやるけれども、地域の事情にお任せしますという形の投げ方と言ったらいいのですか、その部分が全く無しだと、インセンティブゼロはとにかく庁内というか、役所内で話が通らないというふうに皆さんおっしゃるところなのです。そこで何とか受け入れてくださるところの負担部分をある程度、メリットが幾らあるといっても、今ここにある3つのメリットというのは、若干抽象的なもので、もう少し具体的にこれを負担する部分の最低限のインセンティブがあれば、十分考えられるというようなお話は聞きます。それは、地域で私たちのNPO関係者で話し合うときでも、お役所に持っていくと、その部分で話が止まってしまう。インセンティブゼロか、みたいなところで止まってしまうというところが非常に大きいのではないかと思います。

○岩沢座長　ありがとうございました。

入国直後の定住支援プログラム、定住地域で行うという論点があり、今、賛成の意見があったのですが、関係の自治体からの御意見があれば、先に伺います。

○関根委員　三郷市ですが、ただいまの座長のお話の中の、事前に定住ということであれば、マイナスになることよりプラスのことが多いかと思います。転居して、いきなりそこから学校が始まり、そこから就労が始まりというところで、6か月後のスタートのギャップというのが大きかったというのがありますので、それを慣らしていくという点でも、非常に有効なのかと。

ただ、そこでは定住というところの手を挙げる自治体がいる場合に限るということだと思います。その辺の情報としては、こういう一自治体よりも、当然国の機関なりさまざま、皆さんのほうがおそらく情報としてはあるのしょうけれども、その中で、なかなかそういったところにつながらないというのが課題なのしょうが、三郷の場合ですと、今、非常に環境的には恵まれているというお話がありましたが、ただ、これは地方都市としては特に三郷がという形ではなく、そういう潜在的な要素が多分に地方都市ある中で、成功した結果としては、そういうインフラが整っていたり、さまざまな環境が整っていたという

のがやはり裏づけられたということだと思っております。

○太田委員 最初に研修を行っている受け入れ自治体の新宿区としても、鈴鹿市さんへ行っても、三郷市さんへ行っても、最初の半年での定住支援プログラムとの内容、現実の生活とのギャップというのは聞いていますので、例えば地下鉄の乗り方から始めたけれども、地下鉄のない所へ行くというような話をよくさせていただいていますけれども、そういった意味でも、最初の半年間である程度定住支援プログラムで生活を学ぶ中でも、ごみの出し方一つについても自治体によってまちまちだというのがありますので、そういう意味では、最初から受け入れ自治体でプログラムを受けるほうが、御本人たちの混乱もないのではないかというふうには考えます。

付け加えさせていただきますと、新宿区でその後暮らしていこうとしても、非常に家賃が高くて、就労先を探すのは困難ですよ。だから、そこで定住するのはなかなか難しいということはありません。

○RHQ（神山） 太田委員の言われたとおりで、まずもって就労という着眼で言いますと、農工商と分けて、商、第3次産業に従事していくというのは相当のコミュニケーション能力が伴わないと無理だろうと私も思います。一方で、農工商から商を引くと、農であれ、工であれ、残るかなと。農がいいのか、工がいいのか、それは分かりませんが、いずれにせよ、第1次産業、第2次産業に就労するというのは、かなりの現実性があるのではないかと思っております。

三郷市に定住している第2陣の4家族の例を引きたいのですが、これは工業に従事しているわけですね。特に旦那さんたちは、三郷から都内に通って靴製造業についています。社長とこの間お会いしてきましたが、就労している難民は職場からもかなり高く評価されているというのが実態で、生活も安定したものを営んでいるという現状です。ミャンマー以外にも複数の外国人がいるということですが、難民の4名の男性が一番まじめでよくやるという積極的な評価でした。奥さん方のほとんどは、三郷市内のクリーニング業に従事していますけれども、彼女達も大変まじめで、1名はチームリーダーとなって活躍しているという前向きな評価を専務からいただきました。

そのまま新宿区に就労するというのは確かに難しいということは、これまでの経験則上言えると思いますが、こういった三郷から都内に通い成功している例もあるということを1つの事例として申し上げておこうと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

池上委員、何かほかにも論点があるとおっしゃいましたけれども、私が1つお聞きしたいのは、複数の自治体への意向調査をしていただいて、なかなか厳しいということだったのですが、この事業を進めていくに当たっては、受け入れを引き受けていただかないといけないわけですが、それを引き受けていただくためには、政府としては何をしたらいいのかという、もしアドバイスとかがあれば、それもお聞きできたらと思います。

○池上委員 なかなか難しいのですが、まず、ほかの論点ということで私が思った

のは、東京なり、要するに、同胞のコミュニティがある所に比較的アクセスしやすい場所ということです。高田馬場が一つ中心だということがあったとして、そこに住まなくてもいいけれども、交通機関をちゃんと使えば行けるぐらいの所というのがいいのではないかな。例えば、お金はかかるけれども、新幹線に乗れば比較的行きやすい所とかいうのがいいのかなという気がします。例えば、飛行機に乗らないと東京に行けない所というのは、函館なんかそうですけれども、心理的な距離感は随分と遠いのではないかなという気がします。

すごく個人的なことですが、私は北海道の札幌出身で、札幌にいたころ、東京に来るというのは、一回陸を離れないと来られなかった。ところが、今、浜松に住むと、新幹線に乗ってしまえば1時間半で来られる。その心理的な距離感というのは全然違うのですね。ですから、難民の方が普段生活している場所から離れた場所であっても、何かあったとき、例えば、エスニックなイベントがあるとか、そういうときに、ちょっとお金はかかるけれども、新幹線に乗ればすぐみんなと顔を合わせられる。あるいは、同胞が何かのときに来てくれるという場所というのも大事なのかなと思いました。

それと、大学の存在というのが今日の報告の中にもあったのですが、これは重要ではないかなという気がしています。必ずしも難民研究の先生がいなくてもいいと思うのですが、今、地方の大学は、非常に地域貢献ということを意識しています。また、学生たちが多様な子供たち、その多様なというのは、障害を持った子供であったり、国籍の違う子供だったりするので、多様な子供たちと接することが学生の学びにもなるという認識は、今、地方の大学ではかなり浸透していると思いますので、地域社会の比較的年代の高い人たちが子供に対応するというのも大事なのですが、子供たちから見れば、比較的年の近い大学生たちが接することができるような環境というのは、すごく大事だと思います。ある意味でのロールモデルの提示にもなるかもしれないし、それこそインドシナ難民の子供たちが近くにいるような場所であれば、国こそ違っても、難民と同じ立場で来て、日本で頑張って、高校へ行って、大学へ行って、みたいなお兄ちゃん、お姉ちゃんと接すれば、これはうんとやる気になるだろうなという気もして、ある程度の大きさの街、ある程度の匿名性が確保できる街という所には、おそらくきっと大学もあるのだろうなと思って、その2点を追加として申し上げたいと思います。

岩沢座長からの大きい宿題ですけれども、何をどうすれば受け入れてくれるのだろうというのは、明確に幾つか項目が挙がるものではないだろうと思うのですね。私自身が今回幾つか話を聞いたときに、これも率直に申し上げますと、資料の送付そのものができなかったという所もあります。逆に言うと、そこの街は、もうこのプログラムを知っていると。知っているけれども、なまじ見てしまうと、というようなおっしゃり方をした所もあって、思ったよりもハードルが高いなという印象を持ちました。

そこから先、あまりポジティブな話ができなくて、本当に申し訳ないのですが、上からボーンと行くというよりも、私は一つこんなふうに思っているのですが、こ

の分野で関心を持って動いている職員の方々が集まるような所で、難民の第三国定住のポジティブな側面というのを訴えかけるような機会を持つことができないかなと、今回いろいろ話を聞いて思いました。具体的にどういふのかは分からないのですが、外国人の受け入れの部局の人たちが集まるような機会に、難民の第三国定住という制度を今日本でやっていると広報する。こんな大変なことがあるとも率直に言ってあげる。けれども、国と地方で役割分担をしていって、地方で受け入れていただくと、地方にはこんな、この先のメリットがありますというようなことを直接話すような機会があって、それを持ち帰って課長さんなりに話して、課長さんも、どれどれ、もうちょっと聞いてみようかというふうに、点火した導火線から火が繋がっていくような、そんなイメージがあるのですね。それがうまくいくと、さっきの話で言うと、熱く語れる職員というのが出てきて、うまく機能するのかなというような気がします。ですから、人を掴むというのが一つのやり方なのかなという印象を今回持ちました。

○石井委員 第三国定住の方に限らず、比較的役所の方が動いてくださったいい例としては、今、話が少しひっくり返っているなと思うのは、もともとの既存のシステム、どちらかというと就労先が決まってから自治体というパターンで、それを今、ひっくり返してもいいというお話なら、実は制度的には結構大きなパラダイムの変換になってしまうと思うのですが、仮にその両方の間をとった話で言うと、先ほどおっしゃっていただいた、むしろ、先ほど言われた第1次産業、第2次産業、第3次産業という比較よりは、本当に人手不足で、なかなか日本の方とかが働いてくれない場所、松本でもそういう会社もあり、私が一度おうかがいしたときに見せていただきました。従業員の平均年齢が60歳を超えているような企業さんとか。もちろんずっと働いてくださるのだったら難民でも、要は誰でもいいというキーワードだと思うのですね。

そういう中で、ちゃんと全体的な行政のプログラムの中で、きちんと雇用主が面倒を見られない部分、いわゆる生活支援だったり、子供のいろいろな部分、本来の雇用とは違う部分のことを誰かがちゃんとやってくれるのだったりしたら、難民を雇うことはいとわないう。逆に言うと、本当は欲しいという方は、雇用主の方にはいらっしゃるというのを最近結構複数お会いします。

問題は、そこで役所に言っても無理という答えが返ってしてしまうのですが、本当にこの地域で人手不足で、産業振興を考えるのだったら、いわゆる中小企業担当の役所の方が熱心に何かできないのかといって動いてくれるケースはまああるのですね。だから、外国人だけを相手にしている方の中だけの議論だと、すごく話が狭くなるのですけれども、その地域の全体の産業振興の中で、人手不足の産業にちゃんと人を送ろうという話になっていくと、話が広がっていく。これはアメリカなんかでもよく言われていて、例えば、ミシガン州のデンソーの工場は、難民の方々、それもカレン民族なのですが、難民向けの地域定住のためのプログラムをデンソーのアメリカ法人が持っているというケースがあるのですけれども、それぐらい、雇用主からしてみれば、何らかのプログラムを自分たちでや

るほど規模が大きければまた別でしょうけれども、この少人数だと、それだけのコストをかけられないとなったときに、プログラムの全体の中から、その地域の産業振興の観点から、かなり説得力が増す部分というのがあるとは思っています。ただ、なかなか産業振興の方が難民を受け入れましょうということも役所内ではできないというところなので、先ほどの話に戻ってしまいますけれども、いろいろな他部署をそこで巻き込む動きということをするときには、市役所なりにポンと投げるとするのは非常に難しいとは思っていますね。やはり一定程度のプログラムがあって、それぞれの部局に応じた内容。先ほどいいカテゴリーで出してくださったのですが、保健医療があり、教育がありというようなところ、それぞれからちゃんと入ったものがあれば、三郷市さんではそういうふうに関係が築かれていると思うのです。

ただ、そういう枠組みをちゃんと作ってもらった上で、一定程度のインセンティブをちゃんとつけて、手を挙げてくださいと言え、おそらく私が今イメージする2つ、3つの自治体の方は説得できるのではないかと。説得するのはNPOであったりとか、むしろ企業さんであったりというような側が積極推進に回って、そこが責任を負いますと言え、じゃ、やりましょうかという話が出てくるのではないかとこの気はするのです。

○RHQ（神山） 池上先生が言われた、人を掴むというのは大変大事なことのだろうと思いますが、人という場合に、自治体という組織を考えると、あらゆる自治体は首長の存在が非常に重たく大きいのではないかと思います。首長の考え方によって、その自治体の個性も当然千差万別ですこの有識者会議に東京都の特別区である中野区さん、新宿区さんから委員が来られ、三郷市さんから来られています、地域社会、自治体の関与を考えていく場合の中二階の県、東京都で言えば都のかかわりといったものがあるのかなのか、おそらくあるのだろうなという感じがするのです。というのは、前線の自治体が何らかのリソース分配をするときのリソースの一部というのは、県であり都から来ているのではないかなと、推測ですけれども、思います。そういった論点もあるのではないかと思います。

○大森委員 先ほど池上先生がおっしゃったように、人を掴むというのは本当に大事なことでなと思うのですけれども、インドシナ難民の話に戻りますと、浜松はそうだったので、人を掴んだのです。たった一人の女性がライオンズクラブを動かして、そこにみんな雇用を命じて、あなたのところでも一人雇いなさい、この人を雇いなさいという形でどんどん増やして行って、野球チームを作ったり、サッカーチームを作ったりという、地域で受け入れていくというプログラムをやっていた。だから、人が官のほうを動かしていくとか、活用させていただくという言葉が彼女はよく使っていましたけれども、そういうことでどんどん雇用できていくようになったということがありますので、本当にその地域のキーパーソン、どなたがやってくくださるか、本当に情熱を込めてそれやってくくださる。それは、単独ではなくて、それこそ地域を全部巻き込んでいくということが、やはり最終的にはそこが一番強いのかなという気はしております。

○伊藤委員 国際貢献の会まつもとの方の御発表とか、今の人の話ですとか、大変そうだ

というふうに思うのですけれども、ただ、このプログラムとして、非常に時限性というか、緊急性というか、一定の日程をもって進めていくというときに、自発性なり、人を掴んで、そこから自治体の首長までも説得して一定の組織を作ったり、予算措置をしたりというのは、自治体の職員としては非常に、それはいつの実現か分からないけれども、下から積み上げていくムーブメントとしての考え方としてはあるのだと思うのですけれども、今こういうふうにパイロットとして一定の手法をしていくというときには、まさに静岡でヒアリングをしてきていただいたような、もう少し具体的なインセンティブが地方にあって、なおかつ、その自治体として組織を作って取り組んでいくという姿勢をきちんと持っていなければ、個人の思いだけでやっても、そこで起きたトラブルなり、うちはそこから違う道を歩み始めた方たちへの支援も含めて、責任が取りきれないことも当然起きてくるわけなので、もう少し形をはめた自治体としても手を挙げやすい、例えば障害者雇用であれば、何人について幾らのインセンティブがあるというようなことで、法に基づいて進めていますけれども、そういうふうな形の自治体への強い、これは国としてやっていくのだという強い働きかけとインセンティブを工夫していかないと、ちょっと難しいのかなというふうに自治体としては感じているところです。

○太田委員 先ほどの石井委員のお話と、難民事業本部長のお話を考えまして、まず、石井委員がおっしゃるように、地域課題とのマッチングというのは非常に重要な話だと思います。ですから、地域の中の産業で、それは守っていかなければならないけれども、担い手がないよというような産業があるという所に、まず1つは大きなメリットといたしますか、インセンティブがあるのではないかと。もう一つは、本部長がおっしゃるように、都道府県の関与ということで言えば、1つの自治体だけでは担い切れなくても、幾つかの自治体が手を組むことによってできるということもありますので、その辺のところは、都道府県の調整というのは必要じゃないかなと思いますので、その辺は考慮に入れていただけたらいいかと思います。

○IOM(橋本) 石井委員がおっしゃったことと若干変わってしまったら申し訳ないですが、どういう地域が受け入れ可能かということと、いらした難民の方にとっても定住が容易かということを考えるときに、私どもが若干他国の例を調べまして、うまくいった例、グッドプラクティスと呼ばれるものの一つに、来ている難民の方と同じような家族構成の現地の方と家族ごとにマッチングをするという営みがあります。例えば、お子さんたちは一緒に登校する。一般的には、今いらっしゃっている難民の方々はわりに男性、お父さんが働きに行き、お母さんが家のことをするというのが文化的に多い所なので、お父さんは同じような会社に通勤は一緒にして、例えば難民の方が車が運転できないのであれば、一緒に乗せてもらう、あるいはお母さんは一緒にショッピングに行ったりですとか、郵便、銀行といったところに、ホストコミュニティーである現地のお母さんと一緒に行く。そういったことは完全にホスト家族側のボランティアになりますけれども、おそらくどの国でもリソースには限りがあって、ある程度ボランティアに頼らなければいけないようです。自

治体側のインセンティブということだけで見れば、過疎化とか、産業の担い手が少ない所に労働力が来てくださることのプラスはすごくあると思うのですが、他方、完全に若い家族がいない所というのは、難民のほうから見ると、マッチングができないので、若干海外におけるベストプラクティスというのは諦めなければいけないのかなという気持ちがあります。

それから、これは池上先生の御専門の分野でいらっしゃるのに先生がおっしゃらなかったということに何か理由があると思うのですが、今、難民事業本部の方がおっしゃっていた、首長もインボルブするということを考えて、自治体に訴えかけるというときに、最初に私の頭に浮かぶのは集住都市会議ですけれども、集住都市会議とのコラボというか、何らかの発表の機会などは、全く考えられないでしょうか？同会議のアドバイザーである池上委員がいらっしゃるの、何か御示唆をいただければと思います。

○池上委員 御存知の方も多々いらっしゃるのとおり、私は外国人集住都市会議のアドバイザー3人のうちの一人としてお手伝いをさせていただいています。もちろん集住都市会議というのは非常に発信力のある地方の自治体の首長さんの集まりであるということは御存知のとおりです。

一方で、集住都市会議は、南米の方々の課題を考えていくというところが大きな束ねる原理になっていて、実際には今、学校現場などでフィリピンの子供が増えていてということも視野に入れてはいるけれども、それこそ一足飛びに難民の受け入れに関して集住都市会議にフォーマルにボーンと問題を投げたというときに、集住都市会議の参加都市の首長さんがそれをどう感じるかということについて、私はちょっと読めないというのが率直なところです。当然、鈴鹿市は受け入れているわけですから、知らない問題ではないのだけれども、じゃ、今年度、27都市ですけれども、27都市が正式にそれを検討するテーブルを持ちましょうというふうになるのかどうかについて、私の立場からあまり強く働きかけるものではないだろうなと。あくまでも集住都市会議の参加都市の会議ですから、参加都市がどう判断するかということかと思います。

今の橋本さんの発言の延長線上で、当然、ほかにもそういう類似の会議があって、7県1市で作っている、名古屋市を含む東海地方等の会合なんかもありますので、一つの投げかけ先としてはあり得るのかなとは思いますが。

○岩沢座長 すみません、時間の都合もありますので、議題の2に移らせていただきます。

1で国際貢献の会まつもとの平林さんと中村さんには御退席と伺っております。どうも今日はありがとうございました。

(国際貢献の会まつもと平林氏、中村氏退室)

○岩沢座長 議題2では、定住支援機関における定住支援と定住地域における定住支援の両方を(2)の同じ議題として扱わせていただきますが、協議の際にはある程度2つを分けて協議をさせていただきたいと考えております。

まず、事務局から議論の経緯について御説明をお願いします。

○中村参事官 来日後の定住支援は、御案内のとおり、180日の定住支援プログラム等を行っているところでございます。もう既に有識者会議でもたびたび御紹介があったところでございますけれども、今回改めて外務省、RHQ、文化庁、文部科学省から説明をさせていただいて、またこの議論を深めていただければと思います。

○岩沢座長 では、RHQから。

○RHQ（神山） RHQから説明をいたします。

第三国定住難民第1陣及び第2陣は、9月末に来日して、その直後に約1週間のオリエンテーション、10月から3月までの約180日間の定住支援プログラムを受講しております。

オリエンテーションは、第1陣は都内の研修施設、第2陣はRHQ支援センター近辺の宿泊施設で行いました。

オリエンテーションは、日本での生活を開始するに当たって、安全管理、買い物、家電製品の使用など、生活に必須の知識を身につけてもらうための研修で、この期間、健康診断、各種行政手続も行っております。

RHQは、各世帯に専属の担当者、通訳を24時間体制で配置しまして、夜間の場合を含めて緊急の場合に対応いたしました。

定住支援プログラムは、日本語教育、社会生活適応指導、就労支援等から成り立っております。RHQは、同プログラムを都内のRHQ支援センターで実施し、宿泊施設を同支援センターから徒歩圏内にあります賃貸アパートを借り上げました。

定住支援プログラムのカリキュラム全般としましては、第1陣の場合は、月曜日から金曜日までの午前9時半から午後3時15分まで、第2陣については、月曜日から土曜日までの午前9時から午後3時45分まで実施いたしました。第2陣の場合、基本的に毎日日本語学習を6時限、社会生活適応指導を1時限実施しました。

1陣と2陣で授業時間と休日を変えた理由としましては、難民は朝方の生活サイクルだったことがありまして、効率化を図ったことなどが挙げられます。

定住支援プログラムの日本語教育部分につきましては、私と外務省の説明の後に文化庁さんのほうから説明があるということです。そちらに譲るとして、次に、社会生活適応指導などについて説明をしたいと思います。

社会生活適応指導は、日本語教育とも連動させて、日本で自立した生活を送る上で必要な知識の習得を目的としているものであります。

1陣、2陣とも、生活費の管理全般の指導による経済観念の育成とか、自転車の乗り方の指導とか、電車・バス・地下鉄の公共交通機関の乗り方であるとか、電気・ガス・水道等の公共料金や国民健康保険、国民年金の払い込みの指導、あるいは、ATMの使い方の指導等を実施いたしました。そして、こうしたことを反復練習して身につくように指導した次第であります。また、非識字者や数や数字の概念に乏しい人もおり、簡単な計算ができなかったことから、計算練習や家計簿の指導も取り入れました。

このほか、児童・生徒の就学のため、小学校や幼稚園の見学に加えて、RHQ支援センター

近隣の小学校や幼稚園に3週間にわたる体験入学、体験入園を行いまして、定住後の学校、保育園生活にスムーズになじむための支援を行いました。

さらに、日本での生活になれてきたところで、地元の住民が主催する町会行事、交流イベント、また、カレン人コミュニティが主催するイベントなどへの参加支援も行ったところです。

定住支援プログラム期間中の支給金につきましては、生活援助費、医療費を支給しておりまして、また、定住支援プログラム終了後に一時金として定住手当を支給しております。

就労支援については、RHQ支援センター入所中から総合的なヒアリング調査を継続的にを行い、適正や希望を把握しながら、難民が日本での就労イメージを具体化できるように、職場の見学、職場の体験講習を実施しております。また、就職を実現させるために、履歴書の作成や面接指導なども行っております。

具体的には、第1陣の就労支援の際には、テレビや新聞の報道で第三国定住難民の受け入れを知った事業所が直接連絡してきたケースや、新たに求人開拓した事業所を対象に職場見学を行いまして、こうした上で、本人の希望を聞いて農業分野の就労先を決定しました。しかしながら、日本での就労経験が乏しいことに起因する雇用の行き違いがあったという背景があり、第2陣の就労支援の際には改善を行うこととしました。

具体的には、まず、職業相談員を増員して、農業分野に限定せずに、食品加工や金属加工業などの業種の幅を広げて、求人事業所の確保に努めました。その際に、インドシナ難民を雇用した実績のある一定規模以上の事業所で、適当な距離に保育所、学校などがある住居を確保するため、居住地も考慮に入れて情報を収集しております。

また、あらかじめ職場見学、職場体験、就職面接のため、合計9日間の就職支援日程を確保しまして、集中的に就労支援を行いました。

職場見学につきましては、第1陣のときは5業種6事業所だったのに対しまして、第2陣の折は、11業種14事業所の見学を実施して、納得感を持って就職先を決定できるように配慮いたしました。

また、難民本人の希望に沿いまして、職場体験を就労可能性のある事業所で複数回実施しながら、就職希望に関するヒアリングを丁寧を実施して、難民自身が働くということを経験することで、就労の概念を持つこと、そして、納得感を持って就職先を決定できるようにいたしました。

このほか、就労条件に関する正確な情報のみならず、周辺地域の環境、これは住居、保育所、医療施設、商業施設、公共交通機関、こういった接点での環境であります。そうした環境の情報もあわせて提供して、難民がメリット、デメリットを踏まえて就労先を選択できるような工夫もしたところがあります。

第1陣の就労支援開始後に、いずれの事業所からも日本語のレベルをもっと向上させてほしいという意見もあったため、第2陣の日本語教育には就労に関する日本語学習を増やす工夫も行いました。

次に、RHQ支援センター退所後の支援についての説明になりますが、RHQ支援センターを退所した後、難民が実際の職場で仕事に必要な知識や技能を習得して、作業環境への適応をスムーズにすることを目的とした6か月間の職場適応訓練プログラムを受講してもらっています。第2陣の場合、職業相談員と雇用主と相談しながら、プログラムを作成しました。

最初の2週間は、作業訓練時間を少ない状態で業務を開始して、職場で使用する日本語の学習指導を取り入れて、徐々に作業時間を増やすようなスケジュールを設定しました。

あわせて、必要に応じ、特に訓練開始当初の数週間は通訳を派遣して、就業規則や安全管理、業務指導などの支援を行っております。職業相談員は、職場適応訓練受講後も雇用先の事業所を定期的に訪問しまして、難民の人たちの仕事の状況を確認したり、事業所と情報共有を行うと同時に、難民と連絡を取りながら継続的な支援を行っているところであります。

日本語学習については、先に申し上げたとおり、文化庁さんからの説明に譲ることしたいと思います。

生活相談員による支援についてですが、転入先の自治体での転入手続や在留カードの登録、国民健康保険や国民年金保険の加入、子ども手当の申請などの各種の行政手続の支援をはじめとしまして、賃貸契約や電気・ガス・水道の契約、電化製品などの生活必需品の購入などの居住に関する支援、また、かかりつけ医院や歯医者との紹介などの医療に関する支援、また、小学校・保育園などへの入学・入園手続、また、通学・通園の指導、教材や学習用品などの準備などの支援を行っております。

また、地域定住支援員と連携して難民の生活状況を確認しつつ、生計を立てるためのアドバイスや日常の家庭生活、住居の管理や家事、子供の学習や子育てに関する支援やアドバイスをしております。生活上直面するさまざまな困難や精神的な相談にも応じているところでありまして、このような支援に際して、必要に応じて通訳の同行派遣をしているところであります。

自治体に対しては、適宜の折に難民の状況について情報の共有を行うように心がけています。学校・保育園に対しては、補習授業や学習プログラム、夏休みの補講授業の相談や、親の就労時間の変更に伴う延長保育の申請などについても連携を取っています。さらには、生活ハンドブック、医療用語集、用例付語彙集のカレン語版を作成して、関係者に配布するなどしています。

以上、簡単ですが、私からの説明を終えたいと思います。

○中村参事官 続いて、外務省、文化庁、文部科学省の順でお願いします。

○外務省 ただいま、RHQの神山本部長からRHQによる定住支援の現状について御報告いただきましたところ、これから先生方に御議論いただく前提としまして、私のほうから3つの点につきまして御指摘をさせていただきたいと思います。

1つ目は、現在、RHQに事業委託をしているということについて、NGOや地方自治体に任

せるべきではないかという考え方が一部にあるということでございます。この点につきまして、第三国定住事業といいますのは、国の政策、制度設計に沿って実施される必要がありますので、外務省としましては、現在、中立公正な企画競争により事業実施団体を選定して、事業を委託するという方式をとっております。そのため、NGOが応募するということは可能であります。RHQを除きますと、平成25年度は1者、平成24年度は2者の応募がありました。また、運用上の事業計画は自由に企画することが可能となっております。

一方で、地方自治体が外務省等からの委託を受けまして、生活支援などについての定住支援事業の実施主体になることにつきましては、地方自治体の組織目的や定住支援事業実施主体の目的ですとか業務範囲が異なりますので、そもそもそのような「委託」が可能なかどうかというような問題があるものと考えられます。また、仮に難民がその自治体から外に転居、他の自治体のほうに転居を希望した場合に、どのように支援を継続できるのかといったような難しい論点も存在します。

2つ目は、現在、東京都内のRHQ支援センターにおいて、入国当初、約180日間の定住支援プログラムを実施していることにつきまして、入国当初から、都会ではなくて本人が職業訓練を実施する地方ですとか、受け入れ地域で定住支援を実施するべきではないかという考え方があるということです。

現状では、難民対策連絡調整会議決定におきまして、定住支援プログラムというのは、定住支援施設において措置を講ずることとされておきまして、その施設の所在というのは、「首都圏」とされております。そのため、「首都圏」以外の地方において定住支援プログラムを行おうとした場合には、この決定の改正が必要になってくるということになっております。

例えば、仮に受け皿となる自治体が見つかって、来年度、第5陣に「首都圏」という縛りを外したいということになった場合には、先ほど申し上げましたように、中立公正な企画競争という選定の手続きがございます。そのプロセスを勘案しますと、遅くとも今年の夏には決定の改正が必要になるというスケジュール感になってまいります。

3つ目は、先ほどから御議論の中でも出ておりましたけれども、仮に受け入れ地域先行という考え方に立った場合なのでございますが、ある程度難民の自由意思で定住先を選んでいるという今のやり方とは少々異なりますので、現地のキャンプにおいて、日本に行ったらこういう生活なのかなと思い描いていた生活とちょっと違うな、異なるなというようなことになるということも予想されます。それを避けるためには、少なくとも選考のプロセスの段階までには、難民に対して受け入れ地域での生活というのはこういうものなのだと、この地域というのはどのような地域なのかという情報などを十分に伝えるなどの措置が必要かと考えます。

以上、今言いました3点をご議論いただくに当たっての前提として御指摘させていただきました。

私からは以上でございます。

○文化庁 文化庁でございます。

資料の「第三国定住難民に対する日本語教育事業」をご覧ください。図の左のほうが定住支援プログラム、右のほうが定住支援施設退所後の日本語教育支援でございます。

まず、定住支援施設におきましては、6か月間、180日、572時間の日本語教育プログラムを実施しております。大人クラスと子供クラスがありまして、子供クラスにつきましては、学齢期前の幼児を除いた子供のクラスになっております。大人、子供、双方共に入所時に日本語能力の調査を行いまして、2クラス程度に分けて授業を行っています。

大人クラスにつきましては、地域や職場での実生活を始めるに当たっての最低限必要な日本語能力の獲得ということで、自己紹介や買い物、日常生活などのテーマごとの授業を行っています。

子供クラスにつきましては、学校生活や日常生活を送るに当たっての最低限必要な日本語能力ということで、学校生活の準備、1日の生活、交通安全などのテーマで授業を実施しています。

それから、資料に緑の長い矢印がありますけれども、施設におけるプログラム、退所後のプログラムに共通するものとして、日本語教育相談員による対面、電話による指導・助言、また、教材支援として、カレン語の「用例つき語彙集」の作成や、日本語学習のための教科書の提供を行っています。

それから、施設退所後の日本語教育支援として、定住先の自治体関係者や、雇用先の事業者、また、難民の方からの支援の要請を受けまして、今年度から継続的な日本語教育の支援体制づくりのための事業を始めています。それぞれの地域の実情に応じて、日本語教師の派遣、支援者の研修、住民との交流会などが可能になるよう準備しております。

今年度は既に鈴鹿市、中野区、三郷市から要請を受けまして、相談を始めているところでございますので、施設退所後の日本語学習の継続的な体制づくりに御活用いただければと思っております。

それから、真ん中辺りに「6か月ごとの日本語能力の調査の実施」という矢印がありますけれども、定住後6か月ごとに日本語能力及び日本語使用状況の調査を行っております。その結果は、難民の方にフィードバックすると共に受け入れ先の自治体や支援者の方々に對しても日本語能力の現状について報告を行っています。6か月地域における支援の現場でも適宜活用いただければと思っております。

今日の議論の中で、日本語教育については施設で集中的に行うか、それとも、入国当初から定住先となる各自治体が行うかというような議論が行われていますけれども、いろいろな方法があると思っています。文化庁でも、限られた予算で日本語教育を実施しておりますので、集中して行ったほうが濃厚な日本語の学習環境がつくれると思っています。複数の地域で分散して実施するとなった場合、ある程度予算も分散してしまうというような現状も考えられますので、このような観点も今後の御検討の材料にいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○文部科学省 文科省です。今、文化庁から日本語教育の話がありましたけれども、もう一つ大きな柱としては、児童・生徒の学校への受け入れということがございます。幾つかの事業をやっておりますが、いずれも第三国定住難民事業に特化したということではないのですが、そこにも活用していただけるということで幾つかの事業をやっております。

1つだけ御紹介をしますと、今年度から、公立学校における帰国外国人児童・生徒に対するきめ細かな支援事業という名称で、自治体がさまざまな取組みをやっておられます。相談窓口を置いたりとか、支援員を派遣したりとか、センター校を作ったりとか、協議会を作ったりとか、そういうようないろいろな取り組みに対して、国のほうから支援をする、補助をするというような事業をスタートしておりますので、御紹介いたします。

私からは以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、議題2は2つのテーマがありまして、協議の際には前半と後半を分けて議論させていただきたいと思います。

議題2につきましても、今日は各委員から意見をいろいろ出していただいて、最終的には有識者会議として意見をある程度整理してまとめていく必要がありますが、それは6月に改めて議論の機会を持ちたいと思っておりますので、そういう御理解のもとに、まず初めは、定住支援機関における定住支援という前半の部分について御議論いただきたいのですが、定住支援機関における定住支援の内容、どういう内容が適当であるか。あるいは、期間として現在180日間ということになっているのですが、どの程度の期間が適当か。180日間という期間が適当なのかどうか。そして、現在はRHQが実施機関として支援をしてくださっているわけですが、実施機関としてはどのような団体がふさわしいのか、といった問題ですね。それから、定住支援機関における定住支援と、その後の受け入れ先での定住支援との継続性とか関連性が十分でないという指摘もございまして、そのあたりについて、委員の皆様はどういうお考えをお持ちか。それから、先ほどから出ております、早くから定住地域において定住支援プログラムを実施すべきだというアイデアについてはどうお考えか。

そのようなことに関し、前半のテーマについて、どなたからでも御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

○太田委員 質問させていただいていいですか。先ほどの外務省さんのほうで、調整会議の決定の中で、定住支援施設を首都圏にというお話があったのですが、その理由というのは、政府の各省庁の所から行ける場所ということでよろしいのですか。

○外務省 はい。それと、条約難民を対象とした定住支援プログラムにおいても東京の施設が利用されているということが考慮されております。

○太田委員 先ほどのお話だと、兵庫にも施設があったということなのですが、首都圏にと限ったのは。

○外務省　そうですね。先生御指摘のような面もございます。

○太田委員　そこは考慮に入れたほうがいいのかどうなのかというところが、ちょっと私には分からないのですけれども。

○岩沢座長　考慮に入れたほうがというのは、有識者会議としてということですか。

○太田委員　というか、議論の中で首都圏に限られているというのは、理由があってそうされているということであると、それを前提にするかしないかで、フリーに定住先でこれから定住支援プログラムをやるのかどうなのかということも、定住先を首都圏に置くのかとかという話になるのですけれども、そこはかなり重要な話なのかどうなのかというところは分からないのですけれども。

理由があってそうしているというのであれば、その理由をちょっと聞きたいなというのがあって、政府の方が行くのに比較的近い所で首都圏というふうにされているのかどうなのかというところがありまして伺いました。

それと、期間の話で、三郷市と鈴鹿市にヒアリングをしたときには、鈴鹿市さんも、学校に受け入れる際に、あらかじめ分かっている段階が早ければ、教員を配置できたというようなお話を伺っています。保育所も、定員に空きがあるかどうかというのは非常に大きな問題になるので、少なくとも10月ごろから次年度の配置ですとか定員だとかが決まってきますから、受け入れる自治体のほうでも、9月に入国した際に、翌年度受け入れるかどうかというのを分かっている必要があるんですね。ただ、3月ぎりぎりになってそちらに行きますよと言われたときに、直前でもその対応を今までされてきたことというのがありますので、そういう意味では、定住プログラムの期間というよりも、早い段階で定住先を決める必要があるかと思います。

○石井委員　外務省さんの御説明の中で、企画競争という自由なものというところで、これは私がここの委員というよりは、自分がNPOとして実際に応募に参加するかどうかということを、内部でも、NPOの間でも検討した際にあったことは、コンソーシアム形式は難しい。民間支援団体、日本語教室、NPOになっているのですが、実はNPOといっても、専門分野は非常にばらばらで、必ずしもNPOという存在を一つにするものでは多分なくて、子供の支援をしているところから、それこそ高齢者の支援をしているところまで、いろいろあると思うのですよね。だから、そういう意味では事業委託、これを総合的に、今御説明いただいたものを受けるに当たって、今の段階において、1団体で受けるのは厳しいのではないかとということで、実はNGOの方々とも相談して、みんなで受けられませんかというお話に関して、それはできないという。つまり、委託先は1者に限るということだったのですよね。そこが非常に、今日の国際貢献の会まつもとの方の御説明にもあったように、いろいろな分野のサポートがあって初めて点数化される。どれもすべてが100点満点の地域というのはおそらくないと思うのですけれども、そういう意味においても事業委託、もし今の形がこの大きな規模での1者だけの企画競争であれば、そういう意味でのバラエティーはとれないというところが一つ大きいのではないかなと。むしろいろいろな方に参加してもらって

やるのが、今の日本の形としてはいいのではないかなというふうに、すみません、これはNP0としての意見になってしまうのですが、それは現場感覚として非常に応募が難しいものであったということは、一応申し上げたいこと。

あとは、受け入れ地域の選考に関して。これも、先ほど、キャンプで思い描く受け入れ地域のお話に関しても、これまた非常におもしろくて、例えばアメリカのNP0とかアメリカの政府に聞いても、この場で私は3回目ぐらいに申し上げる感じだと思うのですが、アメリカの場合は、主にNP0が入国時から引き受けるのですが、そこで最初にやらなければいけないのは、難民が描いている期待値をいかに下げるか、それが最初の仕事。つまり、どう頑張っても、アメリカみたいに毎年何万人と行って、先輩がいっぱいいる所でも、最初にまずそれをやらないといけないという現状があります。日本でも、いずれにしてもそれは思い描いていたものと違うというところから、どうそれを納得していただくという中で考えると、その部分がゼロとは申しませんが、日本に来てからギャップが生まれるよりも、最初からというのはあるということ。あと、スウェーデンの例で言えば、そういうこともあって、実は受け入れ自治体の方も選考のプロセスのどこかに立ち会って、難民の人に直接自分たちの所はこういう所だという御説明もされるというお話があります。

これは、予算のことは置いておけば、受け入れ先の難民がどういう生活をしていたかということを自治体の方が知る上でも非常に大きいことではあるので、自治体の方が実際に手を挙げて、ある程度のスクリーニングを通ったところでは可能ではないのかなというふうに思っています。

3番目なのですが、自治体が定住支援の実施団体として可能かどうかというところに関してなのですが、前に外務省から御説明いただいたとおり、各国、全然受け入れ体制が違いますが、多くの国で自治体が国の予算を得てやっているという現状はあって、日本の制度はそれに対してどれほど難しいのか、それが政府内でどれほど大変なことか、ちょっと分からないのですが、基本的にはそれができる体制になっているというのが、先ほどのベストプラクティス論ではないのですが、多くの国ではそうなっているという現状から考えて、本当にそれが不可能なのかどうかというのは考えてもいいのではないかなというふうには思います。

○岩沢座長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。中井委員、どうぞ。

○中井委員　これまでも定住支援プログラムの中で日本語教育をどういうふうにしてこられたかというのを、経験のある方が来てお話をしてくださったこともあって、本当に積み上げられた経験の中で御苦労して教育してくださっているのだなというのをすごくよく分かった上でのことですが、180日間こういう形で教育をされた、これはものすごく個人的な能力の問題に左右されるかと思うのですが、直接お目にかかったときに感じたのは、その成果に見合っていないのではないかなという思いがしました。もちろん現

場の方たちは違う思いを持っておられるのかもしれないのですが、その1つとしては、その時間は受けて、授業も受けて帰るのだけれども、帰ったら、当然のことながら、御家族なり、一緒に来られた人たちと残りの半日を過ごしてしまうということで、おそらく身につけたものが上滑りしてしまうというか、戻ってしまうのではないかなと、私たちが留学するときと同じで、日本人でかたまとちっとも上手にならない。同じようなところがあるのではないかなという気がして、それはずっともやもやと思っていたのですが、先ほど橋本オブザーバーが、ホストファミリー制度というようなことを言及されましたので、それに関して、実際に日本人がどういうふうな生活をしているのかというところ、そこに入り込んで一緒に生活をするという期間も、言葉の意味からも、生活の意味からも言葉の定着という意味では早いのではないかなと思います。本当にそこで言いたいことも言わなければいけないし、実際に一緒に生活していく上での守らなければいけないことが身をもって覚えられるというのは大きいのではないかなと思います。

ただ、これも先ほどのインセンティブではないですけれども、受け入れてくださる自治体には何らかの必要になってくるかとは思うのですけれども、そういうところをもう少し日本語が定着する、何か日本人との共同生活というようなことがあればいいかなというふうに感じました。

○IOM(橋本) もしかしたら事務局の方々からの御発表のほうがいいのかもしれませんが、実は2008年からこの事業を担当しているのが私だけになってしまったので、差し出がましいかもしれませんが。

先ほど太田委員からご指摘がありました、難民対策連絡調整会議決定に「首都圏」という文言が入ったことについて、その当時、私が政府の方から伺ったのは、このパイロット事業については、モニタリング、要するに検証するということも受け入れと同じぐらい重要なので、とても遠くに行かれてしまうと、実際問題として中央省庁から出張してモニタリングを行うのが時間的および金銭的にも大変だろうという、かなり実務的な観点からの首都圏ということだったと認識しています。

○岩沢座長 ありがとうございます。

2の議題は、大きな括りとしては一緒の話ですので、1の前半の定住支援機関における定住支援に関する御意見は、後でいただいても結構なのですが、一応とりあえず後半の定住地域における定住支援のほうに範囲を広げて御議論いただきたいと思います。定住地域における支援の内容がどのようなものが適当か。現在行っている定住地域における支援で不十分な点はどこか、改善すべき点はどこか。具体的には、地域においては、地域定住支援員とか生活相談員、通訳員といった制度があるわけですが、そういった側面で何か改善すべき点はあるのかどうか。どの程度の期間が適切と考えるか。あるいは、地域の支援体制に関して政府がどういうふうに関与すべきか。実施団体としてはどのような団体がふさわしいか。コミュニティ、NGOとの連携はどうすればいいか。そのようなことに関し、定住地域における定住支援という後半の部分についても広げて御議

論いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池上委員 先ほど私が発言したことと関係するのですけれども、どうしても今の受入れの図式を見ていると、日本人の側は手厚くプログラムを組んで難民と対峙しているという位置づけに私は感じられるのですね。日本で暮らしているほかの外国人の家族と一体どのくらい接点を持つことがあるのだろうかということが、私が見学等々をした範囲ではあまり見えてきませんでした。もちろん社会的背景等々、全然違うので、接したから、それがすぐに何かに参考になるとは思わないのですけれども、日本の地域で暮らしているほかの外国人の方々と接する機会のようなものは、これまでのプログラムの中ではある程度あったのかどうかということを、おそらくRHQさんに聞くのがいいのかなと思いますけれども、伺ってみたいと思います。

○RHQ（鈴木） 6か月間のプログラム期間中での他の外国人との接点というのは、おそらくほとんどなかったと思います。

○池上委員 今、話題は後半のほうなので、定住地域の方。

○RHQ（鈴木） 定住地域でも、基本的にほかの外国人との接点を設けるようなプログラム自体はありません。ただし、地域が主催する国際交流のような行事、イベントには、何回か参加させていただいています。

○池上委員 わかりました。

今、地域で主催する国際交流のイベントに参加するような機会を設けたというのを伺って、少し安心しました。そういう場においてさまざまな立場で地域で暮らしている外国人、できれば家族でいるような人たちと接点を持っていくというのはすごく大事なことなんじゃないかなと私は感じています。それは、何が具体的にというよりも、すごく心情的なところなのかなと思うのですけれども、絶対的に優位者である日本人と、絶対的な庇護される立場である難民という図式を少し崩していくのも大事なんじゃないかなと思っています。ですから、何とか地域というのを支援の中に、そういう機会をうまく地域の国際交流協会とかNPOとコラボしながらできるといいのかなと思いました。

○大森委員 今ごろこんなことを聞くと、ちょっと恥ずかしい気もするのですけれども、研修が終わった後、地域に住み始めて、そこから先というのは、例えば、RHQさんが、あるいは政府機関が、あるいは地域が、どれくらいの期間、責任を持ってその人たちをフォローしていかなければいけないのか。そういうものというものはあるのですか。あるいは、ある期間がきたら、あとは自分たちで勝手にやってくれと放り投げてもいいものなのか。それとも、ちゃんと定住できたという、どこで判断するかですけれども、そこまでは責任を持って見なければいけないのか。この期間というものはどういうふうに決められているのかを教えてください。ごめんなさい、基本的なところですが。

○RHQ（神山） 私が理解しているところは、よりどころは、パイロットケース実施の具体的措置についてと、何回か改正されている難民対策連絡調整会議決定の文言なのです。まず、入国当初の初動支援とあわせて180日間とする支援。これは主に定住支援センターでや

っているものです。その後、第三国定住難民定住支援施設を退所した後の定住支援というくだりがあって、これは6か月ということになっています。この6か月が経過した後の定住支援というのがあって、具体的には定めがないです。特に定めがないということですが、意味をなす部分というのは幾つかあります。住民相談業務等における対応の充実という括りがあるのですけれども、これは地方公共団体がインドシナ難民、条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、第三国定住難民にも同様に行う云々というくだりがあります。

こういった点で見ると、特定の期間を定めていないという意味合いがあるのですが、本当に積極的に支援をしていくのがあとどのぐらいなのかというところについては、御指摘のとおり、まとまっているところはないのではないかなと思います。

○大森委員 人によって、おそらく早く定着して、適応してやっていける人と、非常にそこがなかなかできない人とあると思うのですけれども、じゃ、できなかった場合、どこがどう責任を持ってやっていくのかというところが明確にならないと、対応の仕方というのが、例えば地域が、もうここまでやったから終わり、あとは自分たちで何とかしてくださいと言ってもいいものなのか、それとも、そうではなくやるとすれば、どこまでやれば定住できたという判断ができるのか、その辺というのはどう考えたらいいいのか、支援する側の一つのそれがやっていくポイントになるのかなと思いますけれども、そこはどういうふうに。

○岩沢座長 論点整理でも、確かに現時点では期間が定まっていないということですので、早く適応できる人と、なかなか適応できない人と、どうしたらいいのかというあたりは、御意見をいただければと思います。どうぞ。

○石井委員 今の、特に岩沢座長からおっしゃっていただいた期間という、今後というところにも非常に絡むのですが、各国の様子を見ている限りにおいて、その国がそもそも持っている社会福祉の制度であったりとか、外国人の方に対するいろいろな、普段、別に難民が来ようが来まいがやっている作業、作業というか、プログラムというのがあるかないのとで変わってくるのではないかと思います。私の個人的な意見としては、受け入れる自治体にある程度その判断もゆだねていいのではないかというふうに、そもそも論として自治体なり地域が受け入れるということになった場合の前提なのですけれども、そこはある程度あってもいいとは思っています。どちらかというと、ガイドラインのような指針を、政策を決めている国がある程度決めて、受け入れ自治体の、これ以上はやってくださいねというような一定程度の最低基準があった上で、それをお約束して引き受けていただいたとして、もちろん先ほども御指摘のあった、1つの地域にずっと続けるわけではないですよ。国内での移動というのは、これもどこの国でも実はあるお話で、そこで抜け落ちているケースというのはすごくたくさんあるというのも、既に国際会議でも問題になっているので、そこは各国共通の課題として押さえるとしても、それは若干プログラムの背骨からは置いておいた話として考えれば、ある程度その地域にあるそもそもの資源によっ

てもいろいろ、それこそNP0が独自に日本語教室をやっているところもあるでしょうし、いろいろ地域によって変わってくるのではないかと思います。

この短い時間の中で全部を言うのがすごく難しいのは、例えば、今日のソーシャルインテグレーションの形に関しては、いろいろな研究が各国であるので、今日国際貢献の会まつもとの方で参考に出していただいた5×5みたいな25の項目、これ全てが考えなければいけないかどうか、ちょっと置いておいても、やはりこれぐらいのバラエティが必要です。表のCBRマトリックスと書いたものですね。それぞれに必要な部分、必要な期間は全然違うと思うのです。だから、これをあまり一律で硬直したプログラムで2年なら2年というふうに言いたくはないのですが、難民の特別なプログラムとして出すものとして、例えば、先ほど大森委員がおっしゃっていましたし、インセンティブという意味では、難民の方で、例えば日本語教室であれば、早く離脱できる人は早く離脱してもらって、その分何かいいことがあるよというような、お小遣いじゃないですけども、何らかのインセンティブをつけて、早く上達していつてもらうような工夫とか、その辺はプログラムの工夫の中でできると思うのです。オーストラリアなんかも、基本は1年。しかし、どうしても支援が必要な人は2年というふうに柔軟的に見ていращゃと思うので、そこをある程度、お金の必要な支援と、それ以外のものというのは、やはり分けて考えてもいいと思います。ガイドラインを作るのはあっていいと思うのですが、ただ、それを硬直化して運営するのではなく、ガイドラインレベルにして、できれば受け入れ先の事情に基づいてプログラムを組んでもらうのが本当はベストだと思うのですが。

○関根委員 若干論点がずれてしまうかもしれないのですが、受け入れを既にしてある自治体の状況を含めてということで述べさせていただきたいと思うのですが、まず、このシステムとして、やはりガイドラインがあることが必要であるというところでは全く同感です。状況としては、先が見えない中で模索しているというのが自治体の状況にあるかと思います。

また、外務省さんから話がありました、こちらの定住支援のプログラムをどこで責任を持って行うかという部分につきましては、自治体でというお話もありましたけれども、これは昨年にさかのぼるところのRHQさんから伺った話の中で、もし食い違っていましたら恐縮なのですが、要は1年ごとの契約だという中で、この先の支援として、1年間ははっきりしているけれども、その先は見えないよということもあって、受け入れた際に、先の1年間というところの不安感というのが非常にあり、またそこで自治体への負担というのが非常に懸念されるなという思いで始まったという事実が、これはこちら側としての解釈ですが、ございます。ですから、その辺についてのシステム化というところでは非常に重要だと。ぜひ組み込んでいきたいというふうなことは思っております。

以上です。

○伊藤委員 日本語教育事業というのを文化庁さんから出しているのですが、現状、子供たちの教育の場面で、学校の先生方からは、授業に入って支援していた

だくということ、いつもではなくても、ポイント的にでもできないだろうかという要望を非常に多くいただいているのですけれども、その辺というのは、今日の資料の中にはございませんけれども、御検討された経過とか、何かこういう問題があってできないとかというようなことがあるのでしょうか。

○文化庁 授業の中というのは180日間のセンターでの研修期間中のことですか。

○伊藤委員 いいえ、その後ですね。定着してから、子供たちがいる場合、地域の学校に通っていますよね。その中で子供たちへの授業の支援という形で検討された経過とかあれば。

○文化庁 学校での教育ということでしょうか。そうであれば、あとで文部科学省のほうに補足があればさせていただきますけれども、文化庁では、学校教育以外の部分での日本語教育を所管しております。学校教育担当のほうで、帰国子女や、難民の方も含む外国人児童・生徒について支援を行っております。各教育委員会でそれぞれやり方が違う部分があると思いますが、それに対して支援させていただくということはあると思います。

○伊藤委員 それぞれの地域の自治体の教育委員会のやり方ということなののでしょうか。

○文部科学省 そうですね。教育委員会の中で教員を少し手厚く配置をしたりとかいうこともあるでしょうし、私が先ほどちょっと触れた、この事業に特化したものではないですけれども、自治体が行う支援員の派遣なんかに補助する事業とか、そういったものはありますけれども、それは国がやってくださいとか、国が派遣したわけではなくて、あくまで自治体の判断でやられているところがあって、そこに関して支援をしていくということがあります。

○伊藤委員 それは、教育委員会がそういう支援の仕方をしようというふうにすれば、御相談すればいいということですか。

○文部科学省 すべて国がということではないのでしょうかけれども、教員の問題とかですね。

○太田委員 東京都の場合は、教員の皆さん、東京都の予算でやっていますし、加配教員というのがあるのですけれども、それは、東京都に申請をする時期の問題で、例えば、区が東京都のほうへ申請するには、6月とか7月には何人の子供がいるかというような情報が必要になる。

○伊藤委員 だから、難民の方がいらしたということで特別な制度というものは検討されていないということなのですね。

○太田委員 ないということです。

○岩沢座長 加配という枠に入ってくるということですか。

○太田委員 そうです。鈴鹿市さんでも三郷市さんでも、加配教員がつくためには時期が遅かったので、たまたまお1人の方がベテランの教員の方で対応されて、今年からはお2人になったというようなお話をされています。要は、1年遅れて2人体制になったということで聞いています。だから、そういう意味では、定住地が決まるという時期がもっと早

ければ、そういった対応が自治体のほうはできるといった話です。

○中井委員 鈴鹿に見学に行かせていただいたときも、教育現場の悲鳴というのが一番心に響いたのですけれども、例えば国策、予算割のことはよく分からないですけれども、国の政策として第三国定住で受け入れようということを決めるのであれば、少なくとも時期云々のことがかからないように、受け入れた人数の少なくとも義務教育のレベルにある子供たちの人数の分だけ、補助教員という形で文部科学省のほうから人数にあわせた教員の予算がつくとかということは可能ではないのでしょうか。

○文部科学省 可能かどうかと言われると、今は少なくともそういう制度はないのですけれども。

○中井委員 そういうやり方というのは、予算というか、国から地方自治体に、おたくには義務教育が8人行きますからこの分だけという、そういう流れは可能ではあるのですか。

○文部科学省 外国人の子供さんが何人いればという、予算積算上何人というのはありますけれども、実際、どの学校に何人配置するかというのは都道府県が決めるのですね。なので、そこは文科省のほうで、こういう学校に何人置きなさいとかいうことは言えないという。

○中井委員 何人置きなさいではなく、8人行くから、その分、この学校に増やして、補助教員という形で張りつけてくださいよということも言えない。そういう仕組みではないということですか。

○文部科学省 予算上の積算はありますが、それに従って置くかどうかというのは、都道府県が決めるということです。

○岩沢座長 加配という制度がありますので、1つは、タイミングが十分前もって受け入れ側が分かれば、現状の加配の制度のもとでも対応できるかもしれないですけれども、中井委員がおっしゃっているのは、多分、加配の仕組み自体の中で、第三国定住の仕組みを国として考慮するような仕組みが何かできないのかという御指摘だと思います。

○大森委員 日本語教育に関連してですけれども、第1期で来た3年前ですが、来た家庭でも、既に親子で日本語の習得が全く、親と子のギャップが非常に大きくなっているという現実があります。やはり子供のほうが早く覚えてきて、家庭にいる、特にお母さんはなかなか習得できないということで、これが今のところはまだ子供が母国語ができますので、会話が成り立つのですけれども、立ち会って見ていると、子供、兄弟がいて、子供同士が日本語で会話をして、お母さんは何を話されているか分からないということがありますので、親子で同様に、日本語習得をすることがなかなか難しい。これはインドシナ難民のときも同じだったと思うのですね。特に家庭にいる親、お母さんへの日本語教育というのを、その地域として考えていただけるのか、それとも、それは本人の努力といっても、ほとんどお金もなければ、誰かにお願いすることもできないという状況の中で、そういう問題はどういうふうに考えていらっしゃるのか、教えていただければ。日本語習得が難しい親への日本語教育プログラムというのは、例えば、無償で地域において実施を考えるとい

うことができているのか。

○太田委員 新宿区の話で言いますと、私どもは大人の日本語教育支援と子供の日本語教育の支援プログラムを持っていますけれども、大人のほうはそういった日本語教育のボランティア団体というのはかなりたくさんありますので、そういうところが積極的にやっていただいて、施設だけは区の施設を使っていただいてということでやっています。ですから、勉強したければ、RHQ支援センターで条約難民の方が日本語を勉強した後は、皆さん新宿の多文化共生プラザのほうでも日本語を勉強できますから、いらしてくださいということはお話しさせていただいています。

○池上委員 先ほど私がヒアリングをした結果を御報告する際に言及したことに絡めて、地方で、地域で受け入れたときに、難民というもののイメージがないんだという声がありました。もう少し踏み込んで御紹介すると、難民という言葉に違和感を覚える市民が多いだろうということなのですね。今議論されているのは、地方で受け入れた難民の方々へのいろいろなサポートとか、難民と直接接する支援者にどうサポート、その支援体制をどうするかという話なのですが、周辺部分にいる、直接は接しないかもしれないけれども、受け入れ社会の側に対して、難民の受け入れはこういうメリットを地域にもたらすんですよというような、いわば意識啓発とか啓蒙のようなものが、今はあまり組織立ててやっていないのではないかなという気がしています。それは間接的な効果でしかないというのは、そのとおりのだけけれども、もしかすると全体の受け入れの空気をつくるという意味では、そういう受け入れた社会の、例えば自治会連合会のようなところで地域のオピニオンリーダーである自治会長さんたちのところで話をしていくとか、あるいは、実際、難民で入ってきたインドシナ難民の二世の子が、僕らは難民で来て、親は本当に大変だったけれども、頑張って地域で支えてもらって、僕らが大学を出て、今、こういう仕事をしていますと。国は違うけれども、今、ミャンマーから来た難民がこちらで大変な思いををすると思うけれども、ぜひ次の世代を皆さんで支えてくださいというような話を彼らがすれば、これはものすごいインパクトがあると思うのです。そういう間接的に固めていくようなことも少しできるといいなと、地域にいる側としては思いました。

○石井委員 第6陣以降ということで考えたときに、先ほど、難民コミュニティーとの距離という話がありました。本当にいつまでも日本に今コミュニティーがあるというのは、ごくわずかな、それも認定されていない方々のコミュニティーを除けば、ほぼミャンマーの諸民族ですね。でも、いつまでミャンマー人を対象に第三国定住を続けるという前提で話をするのかということを考えると、基本的には日本にコミュニティーがない方の受け入れも視野に入れないといけないのではないかなと、基本的には思っているところです。当面の数年のことだけだったら、そういう難民コミュニティーでも民族コミュニティーとの距離というのは配慮があってもいい議論かと思うのですが、果たしてそれ以降も日本にコミュニティーがないところの人は受け入れないということに、そうすると、なるのでしょうかという、ちょっと根本的な疑問がありますので、そこは一部、現状から見れば考えて

もいいのですが、そうじゃないことも考えていかないといけないのではないかという意見です。

○UNHCR（小尾） 最後に、これまでの議論を伺っていて、1つ明らかになってきたと思われる、また、私どもからの提案としても申し上げたいのは、日本に来ると決まった人たちの、いわゆるプロフィールというものがどうなのか。おそらく一人一人皆さん違うし、彼らの持っているスキルであるとか、リソースも皆さん違うのだと思うのです。それを十把一絡げで、今年は何人だからこういうプログラムをとっているのではなくて、その個人個人のニーズに合ったものを選考の段階から考えていく。選考のミッションの中に、これから受け入れをという方々に入っていて、その方々との接点がそのときから始まるということが一つ必要なのかなと思います。

それから、個人個人のプロフィールを作り、その人の定住計画というものをきちんと立て、それを例えば3か月ごと、6か月ごと、1年ごとというふうにしきちんとモニタリングを行って、個人ベースのニーズへの対応というものを柔軟に行っていくことが1つは必要なのではないかなと思います。

それから、もう一つは、今回のテーマの定住支援機関における定住支援なのですが、一つの定住支援機関が全て直接的に、あるいは間接的に事業を行うことのメリットとデメリットについて考えていただいてもよいかなと思います。ほかのオペレーションを見てみると、1つは、コーディネーションをする母体というものがあり、そこはコーディネーションに特化する。そして、先ほどの松本市が行ったマッピングもありますけれども、いろいろなリソースにいかにつなげていくか、ということを考える、そういう部局といいますか、そういう仕組みがあってもいいのではないかということ、また6月の議論の話題として1つ提起させていただけたらと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。それでは、これで今日の会議は終わります。

次回は、6月になりますが、受け入れ人数、受け入れ条件、広報活動について議論を行う予定です。では、事務局から次回会議について連絡をお願いします。

○中村参事官 次回は6月4日火曜日の午後4時から。場所はまたこちらでお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。